

# 憲法教育の位置付け

2015年2月19日

札幌弁護士会憲法委員会

## 1. 弁護士の使命と憲法教育との不可分の関係

日本国憲法施行を受け施行された弁護士法は、「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義を実現することを使命とする」（1条1項）と定める。

これを受け、札幌弁護士会（以下「当会」という）憲法委員会は、「日本国憲法の定める国民主権・平和主義・基本的人権の尊重・地方自治等の実現のため、憲法問題全般につき、市民に対して適切な情報提供を行うこと、その他憲法問題に関連して、必要な諸活動を行うこと」を目的とし、その発足直後から、市民に対する情報提供の一環として、各学校等における憲法教育（憲法出前授業）の活動に継続して取り組み、社会における憲法教育の一翼を担ってきた。

## 2. 憲法教育とは何か

憲法教育とは、単なる憲法知識の断片的習得にとどまらず、現実社会で憲法がどのように活用されているかを知り憲法の意義を具体的に学ぶとともに、憲法の担い手は自分たちであることを自覚し、主権者として実際に社会に積極的に関わっていく素養と行動力を身に付ける教育である。

すなわち、学習者（とりわけ子ども達、生徒）が人権主体として成長すること、民主主義社会の担い手として成長することを目指す教育である。

このような憲法教育は、「人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者」の育成（教育基本法1条）、「幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養う」（同2条）という教育の目的・目標にかない、さらには、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と謳う

同法14条1項にも沿うものである。こうして、憲法教育は、学習指導要領に基づいて小学校段階から憲法や政治に関する教育を行うことと目的を同じくし、それを深めるものである。

また、当会憲法委員会の憲法教育は、法務省が進める「法教育」の1つとして位置づけられる。同省も、次のように述べ、憲法教育の重要性を指摘しているところである（同省設置「法教育研究会」がまとめた「『憲法の意義』を教える際の留意点」）。

「日本国憲法は、このような自由で公正な社会を築き、支えていく上で重要な国家と個人、あるいは個人相互の基本的な在り方を、国民自身が定めたものであり、本来、私たちにとって身近でなければならないものです。

しかし、生徒の中には、憲法というものを、自分たちの生活には縁遠く、また、国家が自分たちを一方向的に縛るものであると思っているものも多く、憲法に対する理解を深める必要があります。このような生徒の憲法に対する意識をどのようにしたら変えることができるかが、この授業のポイントです。」

### 3. 学校と弁護士の連携による憲法教育の意義

憲法教育の目的を達する上で、学校と弁護士とが連携してその教育の実践をおこなうことは非常に有意義である。

すなわち、学校という教育現場において、社会科科目を中心に、様々な角度から憲法の基本的知識（条文知識だけでなく、歴史的な背景・事件についての知識等も含む）を継続的に身に付ける作業は「良識ある公民として必要な政治的教養」習得に不可欠である。

そしてその際、具体的事例を通じ“憲法の生の姿”、すなわち、身近なところに憲法に関連した問題があること及びそこで憲法がどのように機能しているのかについては、基本的人権の擁護をその目的として活動する弁護士こそが

より立体的に伝えうるのである。

特に、立憲主義や法の支配といった概念はそれ自体が抽象的であり、具体的な事例なしにはイメージしがたい。そこで弁護士が実体験や児童・生徒にとって親しみやすい事例を通じて説明することが有意義である。立憲主義や法の支配を学ぶことは、近代憲法を学ぶことに外ならず、教育基本法14条2項が禁止する、学校における特定政党への支持、反対を目的とする政治教育ないし政治的活動に当たらないことは明らかである。

#### 4. 憲法教育の今日的な意義

今日、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」が成立し（平成26年6月20日施行）、遅くとも同法施行4年後の平成30年6月20日には年齢満18年以上の者が憲法改正国民投票の投票権を有することとなった。また、選挙権年齢も、改正法施行後速やかに年齢満18年以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、必要な法制上の措置を講ずるとされた。

これらにより、高校3年在籍中、又は卒業後間もない時期にある者が、憲法改正国民投票権や国政選挙の選挙権を有することになる可能性が生ずる。

そのため、遅くとも高校3年までには、国民主権を担う公民として必要な政治的教養を培う必要がある。

なぜなら、主権者国民が、国のあり方を定める憲法を改正するか否かを決定するに当たって、憲法の最も基本的原則というべき立憲主義を理解しないでことに臨むことは、立憲主義、国民主権原理からして背理だからである。

学校と弁護士の連携による憲法教育の実践は、現行学校教育の趣旨にかない、現行学校教育では必ずしも生徒に、ひいてはわが国の社会に十分浸透していなかった立憲主義や法の支配など憲法の基本原理の理解にも大きく資するから、非常に有意義である。

このことは、衆議院、参議院各憲法審査会の附帯決議にもそれぞれ「学校教育における憲法に関する教育等の充実を図る」とあることと軌を一にするものである。

## 5. まとめ

以上のおり、当会憲法委員会がこれまで継続して取り組んできた憲法教育の活動は、教育基本法に則る、普遍的な教育的意義を有するとともに、上記各附帯決議における学校教育の充実及び深化の要請にも合致するものである。当会憲法委員会は、憲法教育を、弁護士法1条1項に定める基本的人権擁護と社会正義の実現という弁護士・弁護士会の使命の達成に正に仕える活動と位置付け、さらに学校との連携を深めつつ、今後もさらに発展させるものである。

以上